

[illegible]

会 計 ・ 経 理 関 係	関係通知等
4. 収入の状況 ◎収入金は経理規定で定める日数以内に金融機関に預けていますか。 ☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし 経理規程で定める日数： 日以内 ◎収入は該当する事業の事業区分・拠点区分に計上されていますか。 ☐ いる ☐ いない ◎事業に付随して発生する収入（例えば、実習生謝金、自動販売機の手数料、行事への祝い金など）を会計に計上していますか。 ☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし ◎保護者等から徴収している利用料・負担金等がありますか。 （私的契約利用料、教材費、給食費、園バス代、〇〇教室月謝、延長保育料、おやつ代等） ☐ ない ☐ ある 徴収費目名： _____ ◎保育料とは別に料金を徴収し実施している特別なカリキュラム等がある場合、事前に保護者に説明し、書面による同意を得ていますか。 ☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	モデル経理規程 第23, 24条 (P16～20)
◎寄附金収入はありますか。 ☐ ある ☐ 該当なし <以下、「ある」場合に記入してください。> ○寄附金台帳は整備されていますか。 ☐ いる ☐ いない ○寄附申込書を徴していますか。 ☐ いる ☐ いない ○寄附金品の受入れに際し、理事長又は理事長から権限委譲を受けた者の承認を受けていますか。 ☐ いる ☐ いない ○領収書を発行し、控えを保存していますか。 ☐ いる ☐ いない ○寄附金品に計上漏れ又は寄附物品の換算に誤りはありませんか。 ☐ ない ☐ ある ☐ 該当なし ○寄附金収入がある場合、前年度の寄附金収益明細書を添付してください。 ○前年度の寄附者の中に社会福祉施設等施設・設備整備に係る補助事業で整備した施設・設備の建設業者等が含まれていますか。 ☐ いない ☐ いる ○共同募金会から受けた寄附金又は配分金の収入はありますか。 ☐ ない ☐ ある ○寄附金は寄附目的に応じた拠点区分に計上されていますか。 ☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	定款例 第24条（備考） (1)⑪ 指導監査要綱 Ⅲ3(3)3 指導監督徹底通知 5(2)イ, 5(4)エ 運用指針9 モデル経理規程 第25条 (P16, 17)
◎補助金収入はありますか。 ☐ ある ☐ ない ○補助金収入がある場合、前年度の補助金事業等収益明細書を添付してください。 ○補助金は補助目的に応じた拠点区分に計上されていますか。 ☐ いる ☐ いない	運用指針10 (P17)

会 計 ・ 経 理 関 係	関係通知等
◎職員に対する給食を行っていますか。 ☐ いる ☐ いない <以下、「いる」場合に記入してください。 ○給食代金を適切な勘定科目で、施設の収入に計上していますか。 ☐ いる ☐ いない 勘定科目名: _____ ○職員から徴収している金額を記入してください。 朝食 _____ 円 昼食 _____ 円 夕食 _____ 円	(P19)
5. 支出の状況 ◎小口現金制度はありますか。 ☐ ある ☐ ない <以下、「ある」場合に記入してください。> ○小口現金出納帳は整備されていますか。 ☐ いる ☐ いない ○経理規程に定める対象経費、限度額以内となっていますか。 ☐ いる ☐ いない (保管限度額 _____ 円) ○入出金の有った日の金銭残高を複数職員で確認し、その記録(サイン等)を残していますか。 ☐ いる ☐ いない 確認者職氏名: _____ _____ ○3月末の残高は貸借対照表と一致していますか。 ☐ いる ☐ いない	モデル経理規程 第27, 29条
◎物品等の納品時には検収(検品)を行い、納品書等に記録(サイン等)を残していますか。 ☐ いる ☐ いない ◎納品書の検収と請求書を確認し、会計責任者(出納職員)の承認を得て支出をしていますか。 ☐ いる ☐ いない ◎支出の状況について、会計責任者は口座振込依頼書等を定期的に確認していますか。 ☐ いる ☐ いない ◎支出は該当する事業の事業区分・拠点区分に計上されていますか。 ☐ いる ☐ いない	モデル経理規程 第26条 (P21)

会 計 ・ 経 理 関 係		関係通知等											
1. 経理規定の整備 ◎経理規定は会計処理の基準に基づいて整備されていますか。 ☐ いる ☐ いない		第 2 9 5 号通知 3(3)①ア (P73)											
1. 社会福祉法人等以外の保育施設の設置認可基準等の維持について ◎保育所の年間事業費の 1 / 1 2 以上に相当する資金を、預金・現金等により有していますか。 ☐ いる ☐ いない													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間事業費の額…①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①の 1 / 1 2 の額…②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金・現金の額…③</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			項 目	金 額	年間事業費の額…①		①の 1 / 1 2 の額…②		預金・現金の額…③				
項 目	金 額												
年間事業費の額…①													
①の 1 / 1 2 の額…②													
預金・現金の額…③													
◎直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以内に損失を計上したことがありますか。 ☐ 損失を計上していない ☐ 損失を計上している ☐ 該当なし（保育所を経営する事業以外、事業を展開していない）													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">年度</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保育所を経営する事業以外を含む当該主体の全財務内容について、利益（損失）額</td> <td style="text-align: center;">R 5</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R 4</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R 3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			項 目	年度	金 額	保育所を経営する事業以外を含む当該主体の全財務内容について、利益（損失）額	R 5		R 4		R 3		
項 目	年度		金 額										
保育所を経営する事業以外を含む当該主体の全財務内容について、利益（損失）額	R 5												
	R 4												
	R 3												
◎下記表の書類及び現状報告書は適正に作成され、会計年度終了後 3 ヶ月以内に都道府県知事に提出していますか。（令和 5 年度決算書類） ☐ いる ☐ いない 提出年月日：令和 年 月 日													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">作成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立金・資産明細書の作成</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表の作成</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無 ・ 該当なし</td> </tr> <tr> <td>借入金明細書の作成</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>基本財産及びその他の固定資産の明細書の作成</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>収支計算書又は損益計算書の作成</td> <td style="text-align: center;">有 ・ 無</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	作成状況	積立金・資産明細書の作成	有 ・ 無	貸借対照表の作成	有 ・ 無 ・ 該当なし	借入金明細書の作成	有 ・ 無	基本財産及びその他の固定資産の明細書の作成	有 ・ 無	収支計算書又は損益計算書の作成	有 ・ 無
項 目	作成状況												
積立金・資産明細書の作成	有 ・ 無												
貸借対照表の作成	有 ・ 無 ・ 該当なし												
借入金明細書の作成	有 ・ 無												
基本財産及びその他の固定資産の明細書の作成	有 ・ 無												
収支計算書又は損益計算書の作成	有 ・ 無												
◎不動産の賃借について、安定的に賃借料を支払い得る財源を確保していますか。 ☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし（不動産を借りていない）		第0524002号通知 3(3), (4) , (5), (6) (P73)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地・建物賃借料の年額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金・現金・国債等の額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			項 目	金 額	土地・建物賃借料の年額		預金・現金・国債等の額						
項 目	金 額												
土地・建物賃借料の年額													
預金・現金・国債等の額													
2. 委託費の弾力運用（2 5 4 号通知関係） ◎人件費、管理費、事業費の相互流用を行っていますか。 ☐ いない ☐ いる		第 2 5 4 号通知 1(1), (2) , (3) (P65, 66)											
◎委託費を積立資産に充てていますか。 ☐ いない ☐ いる <以下、「いる」場合に記入してください。>													
◎委託費弾力化の要件N0.1（すべて満たす必要あり） ①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が遵守されていますか。 ☐ いる ☐ いない		第 2 5 4 号通知 1(2) (P65)											
②委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていますか。 ☐ いる ☐ いない													

会 計 ・ 経 理 関 係	関係通知等
③給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等、人件費の運用が適正に行われていますか。 ☐ いる ☐ いない 「適正な給与水準の判断基準」255号通知 (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。 (2) 施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。 (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。 (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。 (5) 各種手当は給与規程に定められたものであり、かつ手当額、支給率が適当であること。 ④給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていますか。 ☐ いる ☐ いない ⑤入所児童に係る保育が保育所保育指針を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切ですか。 ☐ ある ☐ ない ⑥運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていますか。 ☐ いる ☐ いない ⑦その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がありませんか。 ☐ ない ☐ ある	
◎委託費を次に掲げる経費に充てていますか。 ☐ いない ☐ いる 「254号通知」別表2 ☐ 保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費 ☐ 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む)の償還のための支出 ☐ 保育所を経営する事業に係る租税公課 ☐ 保育所施設・設備整備積立資産 <以下、「いる」場合に記入してください。>	第254号通知 1(4) (P65)
◎委託費弾力化の要件NO.2 ○次に掲げる事業を1つ以上行っていますか。 ☐ いる ☐ いない 「254号通知」別表1 ☐ 延長保育促進事業及びこれと同様の事業と認められるもの ☐ 一時預かり事業又はこれと同様の事業と認められるもの ☐ 乳児を3人以上受入れている等低年齢児の積極的な受入れ ☐ 地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの ☐ 特別児童扶養手当の支給対象障害児の受入れ ☐ 家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業 ☐ 休日保育加算の対象施設 ☐ 児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの	第254号通知 1(4) (P68～69)

会 計 ・ 経 理 関 係			関係通知等
◎委託費の弾力運用を行った額と内容を記入してください。			第254号通知 1(4) (P68～69)
区 分	支 出 額 (円)	使 用 内 容	
保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費 (備品関係を除く)			
保育所の土地又は建物の賃借料 (敷金、礼金、更新料等を含む)			
以上の経費に係る借入金(利息部分を含む)の償還のための支出			
保育所を営営する事業に係る租税公課(個人立の所得税等)			
保育所施設・設備整備積立資産			
小 計 (A)			
他の保育所への繰入金 (上記の経費のみ対象)			
小 計 (B)			
弾力運用した額の合計 (C) (A+B)			
処遇改善等加算の基礎分			
委託費の3ヶ月分の額			
◎委託費の弾力運用を行った額の合計が処遇改善等加算の基礎分を超えていますか。 ☐ いない ☐ いる			第254号通知 1(4) (P68～69)
◎委託費から土地取得支出又は土地取得のための借入金償還支出をしていますか。 ☐ いない ☐ いる			
◎法人内の他の保育所以外の社会福祉施設に繰入れをしていますか。 ☐ いない ☐ いる			
◎子育て支援事業を実施する施設の整備に委託費を充当していますか。 ☐ いない ☐ いる			
<以下、「いる」が1つでも該当する場合に記入してください。>			
◎委託費弾力化の要件NO.3 ○会計基準にもとづく財務諸表を公開していますか。 ☐ いる ☐ いない			第254号通知 1(4) (P65)

会 計 ・ 経 理 関 係			関係通知等
○「第三者評価加算の認定」又は「苦情解決の仕組みの周知と解決結果の定期的な公表」を行っていますか。(一般に対しても公表を行う必要があります。) ☐ いる ☐ いない 公表方法・ ☐ ホームページ ☐ 広報誌 ☐ 掲示板 ☐ その他() 公表回数・ 年 回 (受付件数 件/年) ○定期的に第三者委員会を開催し、苦情内容及び解決結果を報告していますか。 ☐ いる ☐ いない ○処遇改善等加算の賃金改善要件及びキャリアパス要件を満たしていますか。 ☐ いる ☐ いない			
◎委託費の弾力運用を行った額と内容を記入してください。			第254号通知 1(4) (P65～66)
区 分	支 出 額 (円)	使 用 内 容	
保育所の土地の取得等に要する経費(他の保育所も含む)			
以上の経費に係る借入金(利息部分を含む)の償還のための支出			
小 計 (D)			
他の社会福祉施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費(備品関係を除く)			
他の社会福祉施設の土地又は建物の賃借料(敷金、礼金、更新料等を含む)			
以上の経費に係る借入金(利息部分を含む)の償還又は積立のための支出			
社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課			
小 計 (E)			
子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費(備品関係を除く)			
以上の経費に係る借入金(利息部分を含む)の償還又は積立のための支出			
小 計 (F)			

会 計 ・ 経 理 関 係			関係通知等	
区 分	支 出 額 (円)	使 用 内 容		
弾力運用した額の合計 (G) (D+E+F)				
弾力運用した額の合計 (C)				
弾力運用した額の合計 (G+C)				
処遇改善等加算の基礎分				
委託費の3ヶ月分の額				
○保育所以外の社会福祉施設への繰入額は、処遇改善等加算の基礎分の範囲内となっていますか。 ☐ いる ☐ いない ○委託費の弾力運用した額の合計が委託費の3ヶ月分以内（改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分を除く。）となっていますか。 ☐ いる ☐ いない				
3. 積立資産				第254号通知 1(3), (4) , (6) (P65～69)
◎積立資産の状況を記入してください。				
区 分	前期決算額	当期積立額等	累計額	
		増加額	減少額	
人件費積立資産				
修繕積立資産				
備品等購入積立資産				
保育所施設・設備整備積立資産				
◎積立資産を目的外に取崩していますか。 ☐ いない ☐ いる ☐ 該当なし ○「いる」場合は、県への事前協議を行っていますか。 （委託費弾力化の要件N0.1～3を満たしている場合は、理事会の承認でよい） ☐ いる ☐ いない ◎積立資産は支払資金と別に管理していますか。 ☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし ◎保育所施設・設備整備積立資産を土地取得のために取崩していますか。 ☐ いない ☐ いる ☐ 該当なし <以下、「いる」場合に記入してください。> ○委託費弾力化の要件N0.1～3を満たしていますか。 ☐ いる ☐ いない ○次のすべての要件を満たしていますか。 ☐ いる ☐ いない 「256号通知」 増改築に係る計画について、知事（法人の場合は理事会）の承認を得ていること。 関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了していること。 施設の整備が確実であること。				

会 計 ・ 経 理 関 係		関係通知等																													
4. 支払資金残高		第 2 5 4 号通知 5 (2) (P67, 68)																													
◎各種積立預金への積立支出額と当期資金収支差額の合計額が、事業収入計（決算額）の5%相当額を上回っていますか。																															
☐ いない ☐ いる																															
○「いる」場合、収支計算分析表（第 2 5 4 号通知別表 6）の提出を行っていますか。																															
☐ いる ☐ いない		第 2 5 4 号通知 3 (1), (2) , (3) (P15, 50, 66 ～68)																													
◎前期末支払資金残高の取崩しを行っていますか。																															
☐ いない ☐ いる																															
○「いる」場合は、次の事項を記入してください。																															
<table><thead><tr><th>金 額 （円）</th><th>使用目的・内容</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>		金 額 （円）	使用目的・内容							第256号通知 問20, 問21																					
金 額 （円）	使用目的・内容																														
○取崩し額が事業収入計（予算額）の3%を超える場合は、事前協議を行っていますか。																															
☐ いる ☐ いない ☐ 3%以下である																															
○事前に予算計上を行い、理事会又はそれに相当する機関の承認を受けていますか。																															
☐ いる ☐ いない		第256号通知 問20, 問21																													
◎当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下となっていますか。																															
☐ いる（ %） ☐ いない（ %）																															
<table><thead><tr><th>項目</th><th>計算</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>流動資産額</td><td>+</td><td> </td></tr><tr><td>徴収不能引当金</td><td>+</td><td> </td></tr><tr><td>1年基準により振替えられた流動資産額</td><td>－</td><td> </td></tr><tr><td>棚卸資産</td><td>－</td><td> </td></tr><tr><td>流動負債額</td><td>－</td><td> </td></tr><tr><td>引当金</td><td>+</td><td> </td></tr><tr><td>1年基準により振替えられた流動負債額</td><td>+</td><td> </td></tr><tr><td>合計（当期末支払資金残高）</td><td>=</td><td> </td></tr><tr><td>令和5年度委託費収入額</td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>			項目	計算	金額	流動資産額	+		徴収不能引当金	+		1年基準により振替えられた流動資産額	－		棚卸資産	－		流動負債額	－		引当金	+		1年基準により振替えられた流動負債額	+		合計（当期末支払資金残高）	=		令和5年度委託費収入額	
項目	計算	金額																													
流動資産額	+																														
徴収不能引当金	+																														
1年基準により振替えられた流動資産額	－																														
棚卸資産	－																														
流動負債額	－																														
引当金	+																														
1年基準により振替えられた流動負債額	+																														
合計（当期末支払資金残高）	=																														
令和5年度委託費収入額																															
◎前期末支払資金残高を他の拠点区分等に繰入れしていますか。		第256号通知 問20, 問21																													
☐ いない ☐ いる																															
<以下、「いる」場合に記入してください。>																															
○委託費弾力化の要件N0.1～3を満たしていますか。																															
☐ いる ☐ いない		第256号通知 問20, 問21																													
○繰入額は、施設の運営に支障がない範囲となっていますか。																															
☐ いる ☐ いない																															
○繰入れ先は、次に掲げる事業のみとなっていますか。																															
法人本部の運営に要する費用（人件費支出及び事務費支出であり、保育所の運営に関する経費のみ） 同一の設置者が運営する第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業、子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する費用 同一の設置者が運営する公益事業（事業規模が小さく保育所の運営と一体的に行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費）		第256号通知 問20, 問21																													
☐ いる ☐ いない																															

【関係通知等】

以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係通知等	略称
1	「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付雇児発0427第7号、社援発0427第1号及び老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」<令和4年3月14日最終改正>	指導監査要綱
2	「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付雇児発第488号、社援発第1275号及び老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)<平成30年3月30日最終改正>	指導監督徹底通知
3	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付府子本第254号内閣府子ども・子育て本部統括官通知、雇児発0903第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)<平成30年4月16日最終改正>	第254号通知
4	「「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取り扱いについて」(平成27年9月3日付府子本第255号内閣府子ども・子育て本部参事官通知、雇児保発0903第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	第255号通知
5	「「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について」(平成27年9月3日付府子本第256号内閣府子ども・子育て本部参事官通知、雇児保発0903第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)<平成29年4月6日最終改正>	第256号通知
6	「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)<平成26年6月30日最終改正>	第188号通知
7	「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)<平成19年3月30日最終改正>	第1018003号通知
8	「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)	第295号通知
9	「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知)	第0524002号通知